

## 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場対策工事について

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に起因する生活環境保全上の支障またはその生じるおそれを除去するための対策工事については、一次対策工事と二次対策工事に分けて実施していますが、このうち一次対策工事は今年度中に完了予定であり、二次対策工事についても産廃特措法に基づく実施計画（二次対策工事の内容を付加した変更案。以下「実施計画変更案」という。）についての環境省との調整が最終段階となっています。

これら対策工事の状況と今後の予定は次のとおりです。

### 1 一次対策工事（資料1）

#### （1）今年度の経過

- H24. 6. 7 産廃特措法に基づく実施計画(案)に対し環境大臣が同意
- 8. 21 掘削工事請負契約
- 9. 20 廃棄物運搬処分委託契約

#### （2）現在の状況

##### ①有害物掘削除去

- ・廃棄物土掘削量 約 10,000 m<sup>3</sup>（東側焼却炉周辺）
- ・搬出廃棄物量 特別管理産業廃棄物相当物 539トン
- 医療系廃棄物 806トン
- ドラム缶およびその内容物が浸潤した土砂等 211トン  
（ドラム缶79本）

※場外搬出対象としなかった廃棄物土については場内に仮置きし、二次対策工事で選別し適切に処理

##### ②浸透水揚水井戸設置

- ・浸透水井戸を2基新設
- ・新設井戸および既設井戸から浸透水を揚水し、既設水処理施設で処理

### 2 二次対策工事（資料2、資料3、資料4）

#### （1）今年度の経過

- H24. 10. 3 周辺6自治会と二次対策工事实施に当たっての協定等を締結
- 11. 27 実施計画変更案に対し栗東市が意見具申（資料3）
- 12. 10 実施計画変更案に対し県環境審議会が意見具申（資料3）

## (2) 現在の状況および今後の予定

- ・実施計画変更案についての環境省との調整は最終段階
- ・実施計画変更案に対する環境大臣の同意が得られれば、ただちに入札手続等を進め、議会承認が必要な契約案件については議会の議決をいただいた上で、工事に着手
- ・工事の年度別計画は別紙のとおり。(資料4)

### 【添付資料】

資料1 一次対策工事の状況

資料2 対策工事概要図

資料3 実施計画(変更案)に対する栗東市意見および県環境審議会意見

資料4 二次対策工事の年度別計画(案)

## 一次対策工事の状況

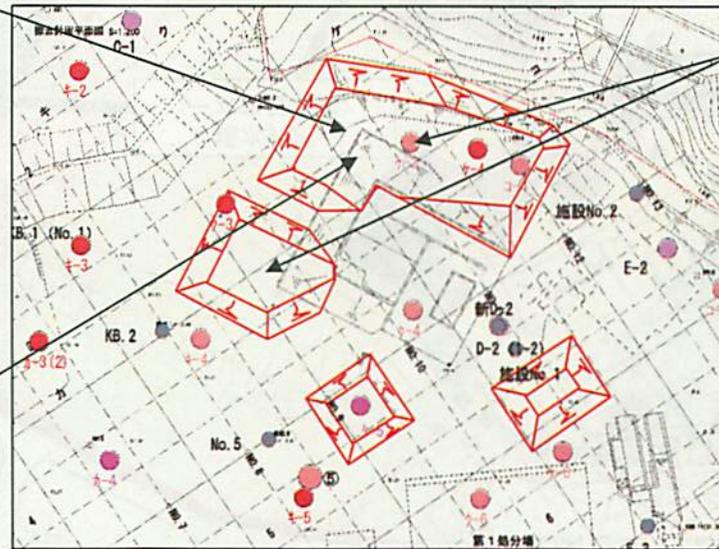
### 1 平成 23 年度までの調査で位置が確定した有害物の掘削除去

- ・ 東側焼却炉周辺を約 10,000 m<sup>3</sup>掘削
- ・ 特別管理産業廃棄物相当物 539 トン、医療系廃棄物 806 トン、ドラム缶およびその内容物が浸潤した土砂等 211 トン（ドラム缶 79 本）を場外処分



ドラム缶（タール様の内容物が残っているもの等）

### 一次対策工事掘削範囲



医療系廃棄物（点滴容器等の薬品空き瓶の中に注射針・採血容器が少量混在）

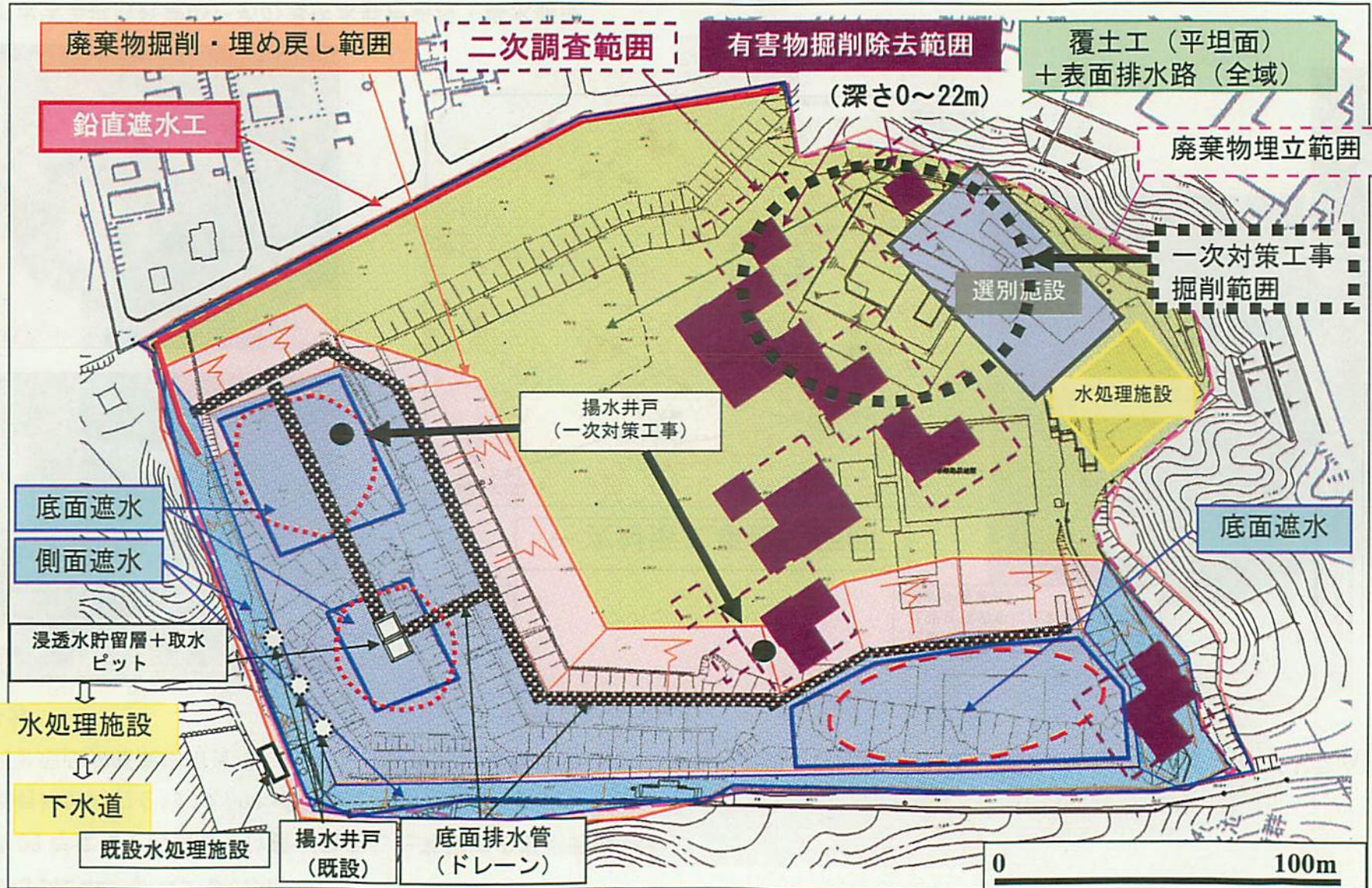


### 2 地下水汚染拡散軽減のための浸透水井戸新設・揚水処理

- ・ 浸透水井戸を 2 基新設し、既設井戸 3 基と併せて浸透水を揚水・処理

# 対策工事概要図

資料 2



## 実施計画（変更案）に対する栗東市および滋賀県環境審議会の意見

## 1 栗東市の意見（平成 24 年 11 月 27 日）

- 1 対策工実施については、旧 RD 最終処分場周辺自治会（以下「周辺自治会」という。）との協定書および確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること。
- 2 住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の対策を確実に実施すること。
- 3 旧 RD 最終処分場跡地を早期に県有地化し、住民の安全・安心の確保に努めること。
- 4 旧 RD 最終処分場跡地の利用に関しては、市および周辺自治会等と協議すること。

## 2 滋賀県環境審議会の意見（平成 24 年 12 月 10 日）

- 1 工事中や工事後の周辺環境への影響をできる限り低減する対策を講じるとともに、効果確認のモニタリングや評価を行うこと。  
なお、周辺環境への影響やモニタリング結果について周辺住民等に説明し協議する組織をつくるなど、リスクコミュニケーションに努めること。
- 2 将来にわたって安心できるよう、現地の状況を十分把握し、硫化水素ガス対策や底面遮水等について確実な施工を行うこと。
- 3 廃棄物の選別や汚染判定分析にあたっては、埋め戻し物の安全確保に十分配慮すること。
- 4 事業経費内訳や工事執行状況等の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすこと。
- 5 対策工事の進捗状況やモニタリングの状況等を定期的に当部会に報告すること。

二次対策工事 年度別計画(案)

<p>平成25年度</p>		<p>○既存構造物の撤去 二次対策に支障となる既存建築物（溶融炉建屋、プレハブ等）の取り壊しを行う。（建築課執行）</p> <p>○水処理施設設置工事 H25からH26にかけて施工する。H25については、水処理施設の設計および施設プラントの製作を行い、H26に水処理施設の基礎工事、組み立てを行う。</p> <p>○二次対策全体工事 H25からH32にかけて施工する。H25は、選別施設のテント等の製作、施設基礎工事等を行う。</p>
<p>平成26年度</p>		<p>○水処理施設設置工事 施設の基礎工事、処理プラントの組み立て、下水道接続を行う。（完成）</p> <p>○二次対策全体工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①選別施設 建屋建築、選別ライン組み立て、集じん脱臭設備等を設置する。（完成）</li> <li>②ストックヤードの設置 選別した廃棄物や埋戻し材の仮置きヤードを設置する。</li> <li>③選別施設の稼働 仮置きしている廃棄物土を選別施設で埋戻し材と廃棄物に選別する。 埋戻し材は、H27から実施する掘削工事後の埋戻し工事まで、仮置きする。</li> <li>④鉛直遮水工 隣接する団地側と接している地下水層を遮断するために、深さ10m～20mの連続する壁を地中に設置する。</li> </ol>
<p>平成27年度～平成31年度</p>		<p>○二次対策全体工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①底面、側面遮水工 (H27～H30) <ul style="list-style-type: none"> <li>地下水層と接している底面部分と側面部分の遮水工事を行う。</li> <li>廃棄物層内の浸透水の影響を考慮し、複数の区画に分割しセメント系の改良材で遮水する。</li> <li>廃棄物層の浸透水を効率よく集水するために、遮水面の上に排水ドレーン管を設置する。</li> <li>掘削した廃棄物土は選別施設で埋戻し材と廃棄物に選別し、埋戻し材は、埋戻し時に使用する。</li> </ul> </li> <li>②浸透水貯留層（取水ピット）設置 (H30) 浸透水を一時貯留する施設と水処理施設へ送水する施設を設置する。</li> <li>③有害物掘削除去工 (H31) これまでの調査で、土壌環境基準を超過した区画について、有害物の掘削除去を行う。有害物は、場外処分を行う。</li> </ol>
<p>平成31年度～平成32年度</p>		<p>○二次対策全体工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①埋土工 (H31～H32) 雨水の廃棄物層への浸透を抑制するほか、雨水を廃棄物等に接触せずに流下させるため、平地、法面部分を良質土により覆土を行う。底面・側面遮水の埋戻しが完了次第順次施工を行う。</li> <li>②雨水排水工 (H31～H32) 雨水を効率よく流下させるために、雨水排水側溝を設置する。</li> <li>③選別施設の解体工 (H31) 選別施設を解体撤去する。</li> </ol>

◎廃棄物の運搬・処分委託は別途発注する。

◎対策工の実施期間中および対策工事完了後は、浸透水や地下水のモニタリングにより対策工の影響や効果を把握していく。